四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱

（趣旨）

第１条　この告示は、四万十市ふるさと応援寄附金制度の利用を促進し、本市産業の振興及び地域の活性化に繋げるため、寄附者へのお礼の品として贈呈する商品や役務（以下「返礼品」という。）を提供する協賛事業者（以下「返礼品協賛事業者」という。）の募集に関し、必要な事項を定めるものとする。

（返礼品協賛事業者の要件）

第２条　返礼品協賛事業者は、次の各号のいずれにも該当する法人、団体又は個人事業者（以下「法人等」という。）とする。

(1) 次に掲げるいずれかの要件を満たす法人等であること。

ア　本社（本店）、支社（支店）、事業所又は工場等の生産拠点が市内にある法人等。ただし、本市の産業振興及び魅力発信に寄与すると認められた法人等については、この限りでない。

イ　市内で農畜産物又は林産物を生産している法人等

ウ　市内で水産物を水揚げしている法人等

エ　市内で生産された農畜産物若しくは林産物又は市内で水揚げされた水産物を主たる原材料とした品物の製造若しくは加工を行っている法人等

(2) 第３条に規定する返礼品の要件を満たしている商品や役務を提供することができること。

(3) 返礼品について、適正な品質管理等に努め、事業者の責任において提供できること。

(4) 代表者及び従業員等が、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第７号）第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者でないこと。

(5) 市税の滞納がないこと。

(6) ＦＡＸ又はインターネットを利用できるなど、返礼品の受発注体制が整備されていること。

（返礼品の要件等）

第３条　返礼品として取り扱うことができる地場産品等は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 平成31年総務省告示第179号（以下「総務省告示」という。）第５条各号に定められた地場産品基準に適合するものであること。

(2) 食品衛生法（昭和22年法律第233号）、食品表示法（平成25年法律第70号）、商標法（昭和34年法律第127号）、特許法（昭和34年法律第121号）、著作権法（昭和45年法律第48号）、意匠法（昭和34年法律第125号）等の関係法令を遵守していること。

(3) 品質及び数量において、年間を通じて安定供給が見込めること。ただし、期間限定又は数量限定で供給可能なもので、期間又は数量が明示できる場合は、この限りでない。

(4) 発注から２週間以内に発送できるものであること。ただし、返礼品の発送時期を明示した場合は、この限りでない。

２　返礼品の代金は、送料を除き、梱包代、消費税等の必要経費を含むものとする。

３　返礼品に設定する寄附金額は、5,000円以上かつ総務省告示に定められた寄附金の募集に要する経費が寄附金額の５割以内となるよう、市が決定する。

（委託業者）

第４条　市は、返礼品の登録や発注、管理等の業務について、一括して代行業者（以下「委託業者」という。）に委託できるものとする。

２　前項の委託を行った場合、返礼品の登録や返礼品の費用の請求に関する書類は、原則、委託業者経由で市に提出するものとする。

（返礼品の登録件数の上限）

第５条　登録できる返礼品の数は、１事業者当たり100品を上限とする。この場合において、同一の商品で内容量（個数やサイズなど）が異なるもの若しくはそれらのもの同士の詰め合わせ品又は同一事業者による定期便については、それぞれ１品と算定する。ただし、市又は委託業者が取りまとめる、複数事業者の返礼品を組み合わせた定期便は算定の対象外とする。

（返礼品協賛事業者の承認等）

第６条　返礼品協賛事業者としての登録を受けようとする者（次項において「申請者」という。）

は、返礼品協賛事業者登録申請書（様式第１号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、登録申請の承認または否認を決定するものとし、その結果について、返礼品協賛事業者登録承認（否認）通知書（様式第２号）により申請者に通知するものとする。
３　前項の規定による登録承認通知を受けた返礼品協賛事業者は、当該承認を受けた申請内容について変更しようとするときは、速やかに返礼品協賛事業者登録事項変更申請書（様式第３号）を市長に提出しなければならない。
４　市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、返礼品協賛事業者登録事項変更承認通知書（様式第４号）により当該返礼品協賛事業者に通知するものとする。
（返礼品の承認等）
第７条　前条第２項の登録承認を受けた返礼品協賛事業者が、返礼品の登録について承認を受けようとするときは、返礼品登録申請書（様式第５号）に必要事項を記入し、市長に提出しなければならない。
２　市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査の上、登録申請の承認または否認を決定するものとし、その結果について、返礼品登録承認（否認）通知書（様式第６号）により当該返礼品協賛事業者に通知するものとする。
３　返礼品協賛事業者は、前項の規定により登録された返礼品の内容等を変更しようとするときは、速やかに返礼品登録事項変更申請書（様式第７号）を市長に提出しなければならない。
４　市長は、前項の申請書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、返礼品登録事項変更承認通知書（様式第８号）により当該返礼品協賛事業者に通知するものとする。
（返礼品協賛事業者の責務）
第８条　返礼品協賛事業者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。
(1) 各種法令等及びこの告示を遵守すること。
(2) 市又は委託業者からの発注に基づき、寄附者が希望する住所に返礼品を発送すること。また、返礼品を発送するときは、原則、市が指定する運送業者に返礼品の運送を依頼すること。
(3) 市が行う返礼品の原材料や製造等の確認・調査に誠実に協力すること。
(4) 市が行う四万十市ふるさと応援寄附金のＰＲに協力すること。
(5) ホームページやＳＮＳ等を活用し、地場産品を含む本市の魅力を発信すること。
(6) 返礼品の品質に起因するクレームに対しての返礼品の再発送に係る返礼品代金及び送料については、返礼品協賛事業者の負担で対応すること。
(7) 寄附者及び返礼品発送先の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び関係法令を遵守し、適切に管理するとともに、返礼品の発送以外の目的に使用しないこと。
（登録の取消し）
第９条　返礼品協賛事業者は、第６条第２項の規定により承認を受けた登録の取消しを希望する場合は、返礼品協賛事業者登録取消申請書（様式第９号。以下「登録取消申請書」という。）を市長に提出しなければならない。
２　市長は、返礼品協賛事業者が次のいずれかに該当すると認める場合は、その登録を取り消すことができるものとする。この場合において、登録を取り消された返礼品協賛事業者に損害が生じても、市はその責任を負わないものとする。
(1) 前項の規定により、登録取消申請書の提出があったとき。
(2) この告示の規定に違反したとき。
(3) 申請内容等に虚偽又は不正があったとき。
(4) 市又は寄附者に対して、損害を及ぼす行為があったとき。
(5) 市の信用を失墜させる不誠実な対応があったとき。
(6) その他市長が返礼品協賛事業者として不適切であると認めたとき。
３ 市長は、前項の規定により返礼品協賛事業者の登録を取り消したときは、返礼品協賛事業者登録取消通知書（様式第10号）により当該返礼品協賛事業者に通知するものとする。
（委任）

第10条　この告示に定めるもののほか、返礼品協賛事業者の募集に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則（令和５年10月13日四万十市告示第116号）

（施行期日）

１　この告示は、公布の日から施行する。

（経過措置）

２　この告示の施行の日前に登録されている返礼品は、第７条第２項に規定する承認を受けているものとみなす。

附　則（令和７年５月13日四万十市告示第58号）

この告示は、公布の日から施行する。

様式第１号（第６条関係）

年　　月　　日

四万十市長　　様

所 在 地

申請者 事業者名

代表者名

返礼品協賛事業者登録申請書

四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱第６条第１項の規定により、下記のとおり返礼品協賛事業者の登録を申請します。

なお、申請にあたり、四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱の規定を遵守することを誓約します。

記

所在地	〒
事業者名	
代表者名	
事業者情報	電話　： ＦＡＸ　： メールアドレス　： ホームページＵＲＬ　：
担当者連絡先 ※事業者情報と異なる項目を記入	担当者名　： 電話　： ＦＡＸ　： メールアドレス　：
要件の確認 ※該当する項目にチェックを記入	□　市税の滞納はありません。 □　必要があるときは記載内容及び登録要件の該当確認のため、個人又は事業所に係る課税状況等の税務書類について、市税務課及び関係機関等に対し、調査を行うことに同意します。 □　代表者及び従業員等は、四万十市の事業等における暴力団の排除に関する規則（平成24年四万十市規則第７号）第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者ではありません。 □　登録する返礼品は、四万十市ふるさと納税返礼品協賛事業者募集要綱第３条第１項各号のいずれにも該当し、適正な品質管理等に努めたうえで責任をもって提供します。

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

様

四万十市長　　印

返礼品協賛事業者登録承認（否認）通知書

　　年　　月　　日付けで提出された返礼品協賛事業者登録申請については、下記のとおり決定したので、四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱第６条第２項の規定により通知します。

記

１　審査結果

□　承認

□　否認

【否認理由】

２　承認の条件

様式第３号（第６条関係）

年　　月　　日

四万十市長　　様

所 在 地

申請者 事業者名

代表者名

返礼品協賛事業者登録事項変更申請書

四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱第６条第３項の規定により、下記のとおり登録事項の変更を申請します。

記

変更前	
変更後	
変更理由	
変更予定日	

様式第４号（第６条関係）

年　　月　　日

様

四万十市長　　印

返礼品協賛事業者登録事項変更承認通知書

年　　月　　日付けで提出された返礼品協賛事業者登録事項変更申請については、下記のとおり承認したので、四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱第６条第４項の規定により通知します。

記

変更前	
変更後	
変更日	

様式第５号（第７条関係）

年　　月　　日

四万十市長　　様

所 在 地

申請者 事業者名

代表者名

返礼品登録申請書

四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱第７条第１項の規定により、下記のとおり返礼品の登録を申請します。

記

１　返礼品名（セット名）	
２　商品のキャッチコピー	
３　商品内訳 （重さ、量、内容物等）	
４　寄附金額及び商品価格	寄附金額　　円 （5,000円以上。千円未満の端数は切り上げ。）
	商品価格　　円 （梱包費・消費税及び地方消費税額を含む。送料は含まない。）
５　受付可能期間	□　通　年　　□　期間限定　（　　月　　～　　月　　）
６　発送可能時期	□　通　年　　□　期間限定　（　　月　　～　　月　　）
７　発送までに要する時間	□　受注後随時　　□　その他（　　）
８　配達日･月指定	□　指定不可　　□　月指定可能 □　日指定可能（受注から　　日後～　　日後まで）
９　配達時間指定	□　指定不可　　□　指定可能
10　配送方法	□　常温配送　　□　冷蔵配送　　□　冷凍配送
11　賞味（消費）期限 　　利用期限	□　なし □　あり（　　）
12　数量	□　限定数量なし　□　限定数量あり　（　　）

13　食品表示法への対応	
14　包装・熨斗対応	□　対応する　□　　対応しない
15　担当者連絡先	担当者名： 電話： ＦＡＸ： メールアドレス： 定休日・営業時間：

商品・サービスのＰＲ文

（ポータルサイト等で商品の紹介に使用しますので、商品の特性や魅力が伝わるように、できるだけ詳細に記入してください。）

1　商品説明文 お礼の品の特徴	
2　事業者の想い・声 事業者のこだわり	
3　使用方法・レシピ	
4　注意事項	

※１商品（セット）につき１枚作成してください。

※申込み商品に関する画像（例：商品のイメージ写真、セットすべてが掲載されている写真、梱包状態の写真、生産者や事業者の写真、店舗等の外観、原材料の写真など寄附者にＰＲできる画像）を、商品１点につき５枚～８枚を電子データ（メールやＣＤ-Ｒ等）でご提出ください。

市（委託業者）記載欄

1　掲載サイト	
2　掲載期間	
3　価格の妥当性	
4　地場産品基準の適合	
5　その他	

様式第６号（第７条関係）

年　　月　　日

様

四万十市長　　印

返礼品登録承認（否認）通知書

年　　月　　日付けで提出された返礼品登録申請については、下記のとおり決定したので、四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱第７条第２項の規定により通知します。

記

１　審査結果

□　承認

（返礼品名称）

□　否認

（返礼品名称）

【否認理由】

２　承認の条件

様式第７号（第７条関係）

年　　月　　日

四万十市長　　様

所 在 地

申請者 事業者名

代表者名

返礼品登録事項変更申請書

四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱第７条第３項の規定により、下記のとおり登録事項の変更を申請します。

記

対象返礼品	
変更前	
変更後	
変更理由	
変更希望日	

様式第８号（第７条関係）

年　　月　　日

様

四万十市長　　印

返礼品登録事項変更承認通知書

　　年　　月　　日付けで提出された返礼品登録事項変更申請については、下記のとおり承認したので、四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱第７条第４項の規定により通知します。

記

対象返礼品	
変更前	
変更後	
変更日	

様式第９号（第９条関係）

年　　月　　日

四万十市長　　様

所 在 地

申請者 事業者名

代表者名

返礼品協賛事業者登録取消申請書

四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱第９条第１項の規定により、登録の取消しを希望しますので、下記のとおり申請します。

記

登録取消希望日	
登録の取消しを希望する理由	

様式第10号（第９条関係）

年　　月　　日

様

四万十市長　　印

返礼品協賛事業者登録取消通知書

四万十市ふるさと応援寄附金返礼品協賛事業者募集要綱第９条第３項の規定により、下記のとおり返礼品協賛事業者の登録を取り消しましたので、通知します。

記

登録取消日	
登録取消理由	